

(中山通商との株式交換)

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に規定する書類

(株式交換に係る事前開示事項)

平成 25 年 6 月 3 日

大阪市大正区船町一丁目 1 番 66 号

株式会社中山製鋼所

平成 25 年 6 月 3 日

株式会社中山製鋼所と中山通商株式会社との株式交換に関する事前開示事項

株式会社中山製鋼所
代表取締役 藤井博務

当社は、平成25年7月9日を効力発生日として、当社を株式交換完全親株式会社、中山通商株式会社（本店所在地：大阪市西区南堀江一丁目12番19号）（以下、「中山通商」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）をいたします。この株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、次のとおりです。

1. 株式交換契約の内容

別紙1「株式交換契約書（写）」をご参照ください。

2. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 中山通商の株主に対して当社が交付する株式の割当ての内容

(ア) 割当比率

中山通商の株式1株に対し、当社の普通株式25株が交付される予定です。ただし、当社が保有する中山通商の株式510,398株については、株式交換による株式の割当てを行いません。

(イ) 株式交換により交付する株式数

当社は上記割当比率に従って、新株発行により株式を交付する予定です。その結果、合計35,240,050株の新株式が交付される予定です。ただし、中山通商が反対株主の株式買取請求等の適法な事由によって取得することとなる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(2) 株式交換比率の算定根拠等

(ア) 算定の基礎

本株式交換における株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、各社がそれぞれ別個に、当社及び中山通商から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はフロンティア・マネジメント株式会社（以下、「フロンティア・マネジメント」といいます。）を、中山通商は山田FAS株式会社（以下、「山田FAS」といいます。）を株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定しました。

なお、当社及び中山通商はそれぞれの第三者算定機関より本株式交換における株式交換比率の公正性について意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

フロンティア・マネジメントは、当社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、中山通商についても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当社がフロンティア・マネジメントに提供した当社の将来の利益計画は黒字化を見込んだ事業再生計画（以下、「本事業再生計画」といいます。）を前提にしており、大幅な増益を見

込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、中山通商との業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、中山通商がフロンティア・マネジメントに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提にしており、大幅な増益または減益は見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。後記の株式交換比率の算定レンジは、中山通商の普通株式1株に割当てられる当会社の普通株式数のレンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ（中山通商の普通株式1株に割当てられる当会社普通株式の数）
DCF法	18～30
類似会社比較法	18～44

なお、フロンティア・マネジメントは、本事業再生計画で想定されている債権放棄（約602億円）（以下、「本債権放棄」といいます。）及び第三者割当増資（約90億円）（以下、「本第三者割当増資」といいます。）に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当会社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当会社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用しておりません。

フロンティア・マネジメントは、株式交換比率の算定に際して、当会社及び中山通商から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当会社、中山通商及びそれらの関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定または査定の依頼も行っておりません。加えて中山通商の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当会社及び中山通商の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

山田FASは、当会社についてDCF法及び類似会社比較法による算定、中山通商についても同様にDCF法及び類似会社比較法による算定を行いました。なお、DCF法による算定の基礎として、当会社が山田FASに提供した将来の利益計画は黒字化を見込んだ本事業再生計画を前提にしており、大幅な増益を見込んでおります。これは、厚板工場休止など不採算商品・事業からの撤退等により組織のスリム化を徹底するとともに、鉄源の多様化による安価な輸入主原料への切り替え、工場運営の効率化、及び組織運営体制・人事政策の改革等を実施するなど徹底的なコスト削減に加え、中山通商との業務統合によりグループ経営の効率化を行うことにより業績が向上すると考えたためです。また、中山通商が山田FASに提供した将来の利益計画は、概ね足元の収益状況を前提にしており、大幅な増益または減益を見込んでおりません。各手法における算定結果は以下のとおりです。また、後記の株式交換比率の算定レンジは、中山通商の普通株式1株に割当てられる当会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ（中山通商の普通株式1株に割当てる当会社普通株式の数）
DCF法	19～29
類似会社比較法	16～35

なお、山田FASは、本事業再生計画で想定されている本債権放棄（約602億円）及び本第三者割当増資（約90億円）に関する情報は、株価に著しい影響を及ぼす可能性が想定されることから、評価時点における市場株価が必ずしも当会社の普通株式価値を反映すると判断できないことを理由として、当会社の株式価値算定に際しては、市場株価平均法を採用していません。

山田FASは、株式交換比率の算定に際して、当会社及び中山通商から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、山田FASは当会社、中山通商及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当会社及び中山通商の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当会社及び中山通商の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(イ) 算定の経緯

当会社はフロンティア・マネジメントによる分析結果を、中山通商は山田FASの分析結果をそれぞれ参考に、各社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案し、当会社及び中山通商との間で株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成25年3月28日に、最終的に前記「2. (1) (ア) 割当比率」記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

(ウ) 算定機関との関係

フロンティア・マネジメント及び山田FASはいずれも、当会社及び中山通商とは独立した算定機関であり、関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

(エ) 公正性を担保するための措置

中山通商は、当会社の連結子会社であることから、株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当会社及び中山通商は個別に独立した第三者算定機関を選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。第三者算定機関として、当会社はフロンティア・マネジメントに、中山通商は山田FASに、それぞれ株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の報告をそれぞれ受けました。その後、当会社及び中山通商はかかる算定結果を参考に、慎重に交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。なお、当会社及び中山通商は、いずれも、第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

(オ) 利益相反を回避するための措置

中山通商は、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。当会社取締役又は従業員と株式交換契約を行う中山通商における兼任状況につ

いては、当会社の取締役である箱守一昭が中山通商の非常勤取締役に就任しておりますが、本株式交換について、利益が相反するおそれがあり、中山通商における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、中山通商の取締役会における本株式交換に係る審議及び決議には参加しておらず、また、中山通商の立場において、本株式交換に係る当会社との協議及び交渉にも参加しておりません。

3. 交換対価として当会社の株式を選択した理由

当会社及び中山通商は、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社である当会社の普通株式を選択いたしました。

当会社及び中山通商は、当会社の普通株式は東京証券取引所に上場されており、本株式交換後、市場において取引機会が確保されることが可能であること等から、相当であると考えております。

4. 当会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する当会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は以下のとおりです。

資本金： 0円

資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額

利益準備金：0円

上記資本金及び準備金の額に関する事項の定めは、当会社グループの資本政策及び当会社の事業再生計画に鑑み相当であると判断します。

5. 中山通商の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項

別紙2「中山通商の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項」をご参照ください。

6. 中山通商の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等がある場合の当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

7. 中山通商において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときのその内容

該当事項はありません。

8. 当会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときのその内容

該当事項はありません。

9. 会社法799条1項の規定により株式交換について異議を述べる事ができる債権者があるときは、株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親株式会社の債務（当該債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

会社法799条第1項の規定により株式交換について異議を述べる事ができる債権者が存在しないため、該当事項はありません。

別紙1 株式交換契約書（写）

株式交換契約書

株式会社中山製鋼所（以下、「甲」という。）及び中山通商株式会社（以下、「乙」という。）は、平成25年3月28日（以下、「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社として株式交換（以下、「本株式交換」という。）を行う。
2. 本株式交換にかかる株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
 - (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社中山製鋼所
住所：大阪市大正区船町一丁目1番66号
 - (2) 株式交換完全子会社
商号：中山通商株式会社
住所：大阪市西区南堀江一丁目12番19号

第2条（株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株式（甲の有するものを除く。）の合計に25を乗じて得た数の株式を交付し、これを基準時における株主名簿に記載又は記録された乙の各株主（甲を除く。）に対して、その有する乙の株式1株につき甲の株式25株の割合をもって割り当てる。但し、会社法第785条の規定に基づきその有する株式の買取りを請求した乙の株主については、当該株主に代えて、乙が当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなす。
2. 甲は、本株式交換に際して、普通株式を新株として発行し、前項に定める乙の各株主（甲を除く。）に対する割当てを行うものとする。

第3条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりとする。但し、効力発生日（本株式交換がその効力を生ずる日をいう。以下同じ。）に至るまでの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金：金0円
- (2) 資本準備金：法令に従い増加しなければならない資本準備金の額の最低限度額
- (3) 利益準備金：金0円

第4条（効力発生日）

効力発生日は、平成25年7月9日とする。但し、本株式交換の手續の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第5条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為をする場合には、予め甲乙協議し合意の上、これを

行うものとする。甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、互いに、相手方の財産管理又は事業維持・継続について、本契約の目的及び株式会社地域経済活性化支援機構に対して甲が提出した事業再生計画を達成するために必要な協力を行うものとし、同事業再生計画に反する行為を行わないものとする。

第6条（株式交換承認総会）

甲は、平成25年6月18日に株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求め、乙は平成25年6月18日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求める。

第7条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第8条（費用負担）

本契約の締結及び本契約に関連して必要となる公告、登記その他の費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

第9条（本契約の効力）

本契約は、本契約締結日以降効力発生日の前日までに、甲又は乙の株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合には、自動的にその効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

第11条（管轄裁判所）

本契約及び本株式交換に関する一切の紛争については、甲及び乙が誠実に協議し、解決に当たるものとするが、かかる協議が整わない場合には、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約書成立の証として、甲及び乙は、正本2通を作成しそれぞれ署名又は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

甲：大阪市大正区船町一丁目1番66号
株式会社中山製鋼所
代表取締役社長 藤井博務^印

乙：大阪市西区南堀江一丁目12番19号
中山通商株式会社
代表取締役社長 徳山寛^印

以上

第 65 期 事業報告書

〔 平成 23 年 4 月 1 日から
平成 24 年 3 月 31 日まで 〕

事業概況

(1) 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、東日本大震災によるサプライチェーンの混乱、原発等の問題により、大幅な落ち込みから始まり、これらの修復につれて緩やかに回復してきました。しかしながら欧州の債務問題、中国における金融の引き締め、急激な円高を背景に、回復のペースは大きく鈍化しました。

鉄鋼業界におきましては、国内需要は、復興需要の出だしも遅く、建築・土木向けは依然低迷しており、製造業向けも震災やタイの洪水の影響等により振わず、輸出も円高の影響等により減少しました。その結果、当期の全国の粗鋼生産量は、前年度比 3.9%減の 1 億 646 万トンとなり、2 年ぶりに前年度実績を下回りました。

このような状況のなか当社は、中山グループのメーカー商社として、グループメーカー各社と営業戦略を共有し、グループの収益力向上に取り組んでまいりました。当期は特に、グループメーカーの鉄源多様化に注力し、グループの経営基盤強化に取り組みました。その他、引き続き地域に密着した営業活動と新規需要家開拓活動を展開し、一層の収益力向上に努めました。

当期の業績につきましては、上述の通りの営業力の強化、徹底した合理化・効率化に取り組みました結果、震災の影響はあったものの前年度を上回る鋼材販売数量、売上高、経常利益を確保することができました。

売上高につきましては、特に上述した鉄源多様化の影響が大きく、半製品を含む原料関係資材の売上高が 112.1%増加したことに加え、鋼材販売数量の増加、前期比 4 万 8 千トン(7.8%)もあって 731 億 8 千 5 百万円(前期実績 550 億 3 千 8 百万円、前期比 32.9%増)と前期比増収となりました。

損益につきましては、営業利益は 5 億 1 千 8 百万円(前期実績 4 億 9 千 2 百万円、前期比 5.3%増)、経常利益は 6 億 1 千万円(前期実績 4 億 8 千 8 百万円、前期比 25%増)と前期比増益となりました。

また、営業外収益では、貸倒懸念債権引当率の減少による貸倒引当金戻入益を計上したこと等により、税引前当期純利益は 6 億 2 千 4 百万円(前期実績 3 億 8 千 2 百万円、前期比 63.3%増)となり、法人税等控除後の当期純利益は 3 億 4 千 8 百万円(前期実績 2 億 1 千 1 百万円、前期比 65%増)となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は、金融緩和政策の継続と円高圧力の緩和等を背景に緩やかな回復が見込まれます。しかしながら、欧州債務問題の再燃や中国成長率鈍化等による世界経済の低迷、国内でも電力不足懸念など景気回復の不透明感が強く、当面予断を許さない状況が続くと予想されます。

鉄鋼業界についても、国内経済の緩やかな回復に伴う需要増、震災の復興需要が期待されるものの、電力不足、中国等アジア圏諸国の経済成長率の鈍化、鉄鋼設備増強による国際マーケットの混乱が懸念される等、当面厳しい環境が続くものと思われま

このような環境のなかで当社は、中山製鋼所グループのメーカー商社として、引き続きグループメーカー各社と営業戦略を共有し、鉄源多様化の安定を図るとともに、当社の特色である小回りを効かした営業をより徹底し、併せて新規需要家開拓活動を強化し、収益力強化に努めます。更に、需要の変化、価格の変動による信用不安に対応し、現場主義による与信管理を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年6月

代表取締役社長
徳 山 寛

財産および損益の状況の推移

区 分	第62期 (平成20年度)	第63期 (平成21年度)	第64期 (平成22年度)	第65期 (平成23年度) [当期]
売 上 高 (百万円)	89,672	47,876	55,038	73,185
経常利益 (百万円)	756	196	488	610
当期純利益 (百万円)	501	116	211	348
1株当り当期純利益(円)	261.02	60.65	109.90	181.41
総 資 産 (百万円)	16,159	15,306	18,685	19,745
純 資 産 (百万円)	3,831	3,924	4,124	4,469

(注) 1. 1株当り当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

会社の概要(平成24年3月31日現在)

主要な事業内容

当社は、鉄鋼製品、原燃料、非鉄金属製品などの国内取引および輸出入取引などの業務を行っております。

会 社 設 立 昭和23年8月6日

資 本 金 9,600万円

従 業 員 数 60名

主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	大阪府大阪市西区南堀江一丁目12番19号
大 阪 支 店	大阪府大阪市西区南堀江一丁目12番19号
東 京 支 店	東京都中央区日本橋二丁目15番5号
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中区名駅三丁目22番8号
仙 台 支 店	宮城県仙台市青葉区中央二丁目10番12号
福 岡 支 店	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目8番3号

役 員

地 位	氏 名	担当または他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	徳 山 寛	大阪支店長 名古屋支店長 東京支店長 株式会社中山製鋼所取締役営業本部長
常務取締役	中 原 啓 孝	
取 締 役	南 比 佐 夫	
取 締 役	村 上 史 朗	
取 締 役	四 方 健 二	
取 締 役	箱 守 一 昭	
監査役(常勤)	前 田 幸 則	

株式の状況(平成24年3月31日現在)

発行可能株式総数 7,680,000 株

発行済株式の総数 1,920,000 株

株 主 数 130 名

大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社中山製鋼所	403 千株	20.9%
中山三星建材株式会社	376 千株	19.6%
株式会社 サワライズ	119 千株	6.2%
南海化学株式会社	107 千株	5.5%
関西鉄工株式会社	96 千株	5.0%
大中物産株式会社	94 千株	4.9%
株式会社関西トラスト	89 千株	4.6%
関西観光開発株式会社	76 千株	4.0%
三星海運株式会社	73 千株	3.8%
ニッタイ株式会社	70 千株	3.6%

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,238,190	流動負債	14,661,910
現金および預金	4,091,310	支払手形	1,343,649
受取手形	5,257,321	買掛金	11,585,785
売掛金	8,035,938	短期借入金	1,500,796
商売品	1,544,460	未払金	36,108
未収入金	474,245	未払法人税等	132,402
立替金	346	預り金	6,655
前渡金	34	賞与引当金	33,492
前払費用	4,110	災害損失引当金	19,870
短期貸付金	2,290	その他流動負債	3,150
繰延税金資産	77,647		
貸倒引当金	△249,514		
固定資産	507,663	固定負債	614,366
有形固定資産	179,635	長期借入金	365,738
建物	47,214	長期預り金	174,265
構築物	1,054	長期未払金	55,146
車両運搬具	3,495	環境対策引当金	210
工具器具備品	11,728	繰延税金負債	19,006
土地	116,141		
無形固定資産	6,153	負債合計	15,276,276
電話加入権	2,253	(純資産の部)	
ソフトウェア	3,900	株主資本	4,443,869
投資その他の資産	321,874	資本金	96,000
投資有価証券	200,286	資本剰余金	515
関係会社株式	34,000	資本準備金	515
長期年金前払費用	7,224	利益剰余金	4,347,354
長期貸付金	7,002	利益準備金	23,485
会員権	24,030	その他利益準備金	4,323,869
敷金・保証金	66,414	別途積立金	1,717,125
破産更生債権等	2,849	繰越利益剰余金	2,606,744
その他の投資	566		
貸倒引当金	△20,499	評価・換算差額等	25,708
		その他有価証券評価差額金	25,708
		純資産合計	4,469,577
資産合計	19,745,854	負債・純資産合計	19,745,854

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 平成23年4月 1日
至 平成24年3月31日

(単位:千円)

科 目	金	額
売上高		73,185,845
売上原価		71,904,352
売上総利益		1,281,493
販売費および一般管理費		763,102
営業利益		518,390
営業外収益		
受取利息および配当金	43,261	
その他の	127,492	170,754
営業外費用		
支払利息	49,661	
売却損	26,356	
その他	2,185	78,204
経常利益		610,940
特別利益		16,228
固定資産売却益	16,228	
特別損失		2,849
特別償却	2,340	
役員権評価損	509	
税引前当期純利益		624,319
法人税、住民税および事業税	216,779	
法人税等調整額	59,215	275,994
当期純利益		348,323

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 平成23年4月 1日
至 平成24年3月31日

(単位:千円)

	株 主 資 本							株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
前 期 末 残 高	96,000	515	515	23,485	1,717,125	2,268,020	4,008,630	4,105,145
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△9,600	△9,600	△9,600
資 本 準 備 金 の 取 崩								
利 益 準 備 金 の 取 崩								
退 職 積 立 金 の 取 崩								
当 期 純 利 益						348,323	348,323	348,323
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計						338,723	338,723	338,723
当 期 末 残 高	96,000	515	515	23,485	1,717,125	2,606,744	4,347,354	4,443,870

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
前 期 末 残 高	19,621	19,621	4,124,766
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△9,600
当 期 純 利 益			348,323
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	6,087	6,087	6,087
当 期 変 動 額 合 計	6,087	6,087	344,810
当 期 末 残 高	25,708	25,708	4,469,577

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

〔個別注記表〕

1. 重要な会計方針に係わる事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

①子会社株式・・・移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価の無いもの・・・移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法(ただし、平成19年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物・・・8～35年

構 築 物・・・35年

車 両 運 搬 具・・・6年

工具器具備品・・・3～20年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支払いに備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

③退職給付引当金(長期前払年金費用)

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。

④環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しております。

⑤災害損失引当金

東日本大震災による被災資産の現状回復等に要する支出のうち、翌期以降に実施することを予定しているものに係る損失見込額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引の内、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜き方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 受取手形割引残高 653百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額 356百万円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,920,000株

(2) 当会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の	配当金の総額 (百万円)	1株当たり	基準日	効力発生日
	種類		配当額(円)		
平成23年6月23日 定時株主総会	普通 株式	9.6	5.00	平成23年3月31日	平成23年6月24日

(3) 当会計年度の末日後に行なう剰余金の配当に関する事項

決議	株式の	配当金の総額 (百万円)	1株当たり	基準日	効力発生日
	種類		配当額(円)		
平成24年6月22日 定時株主総会	普通 株式	9.6	5.00	平成24年3月31日	平成24年6月25日

監 査 報 告 書

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法と結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成24年5月18日

中山通商株式会社

常勤監査役 前 田 幸 則 印

以 上